

事業主の皆様へ

**地域雇用開発助成金制度の
ご案内**

地域雇用開発のために



厚生労働省
都道府県労働局
ハローワーク (公共職業安定所)

このパンフレットは、平成24年4月現在における地域雇用開発助成金の取扱いを概説したものです。
雇用情勢等の変動により、助成内容の変更等が行われる場合もありますので、ご注意ください。

求人が少ない地域において、雇用の場を増やしていただく事業主の方に 地域雇用開発助成金が支給されます。

求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域（同意雇用開発促進地域）、若年層・壮年層の流出が著しい地域（過疎等雇用改善地域）において、その地域に居住する求職者の雇入れを促進する事業主に対し、地域雇用開発助成金を支給します。

この助成金には、「**地域求職者雇用奨励金**」及び、「**沖縄若年者雇用促進奨励金**」の2種類があります。助成金を受給できる事業主は、雇用保険の適用事業主であること等、いくつかの要件があります。

I 地域求職者雇用奨励金

同意雇用開発促進地域及び過疎等雇用改善地域において、**事業所を設置・整備し、それに伴いその地域に居住する求職者等を一定の条件で新たに雇入れた場合**、設置・整備に要した費用とその人数に応じて、設置・整備が完了した日から一定の期間（最大3年間）、職場への定着状況等を考慮の上、一定の金額を助成します。

II 沖縄若年者雇用促進奨励金

若年層の失業者の多い沖縄県において、事業所の設置・整備に伴い沖縄県の区域内に居住する35歳未満の者を雇入れた場合、その支払賃金に相当する額の一定割合を助成します。

※詳しくは、設置・整備を行う事業所の住所を管轄するハローワークへお問い合わせください。

※本助成金は地域における求職者の雇用環境の改善を目的としており、事業主の開業支援を目的とした助成金ではありません。そのため、労働者の定着率が悪い等、労働者の雇用環境の改善に役立つと認められない場合は、助成金の支給対象とならないことがあります。また、その他、厳格な支給要件があり、雇入れた労働者や設備投資費用の全てが認められる訳ではありませんので、当初の資金計画においてはご注意ください。

地域雇用開発助成金のポイント

地域の類型ごとに利用可能な奨励金が異なります。

地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進奨励金を除く）を利用するには、下記の地域に適用事業所が存在し、かつ、下記の地域から労働者の雇入れを行う必要があります（同意雇用開発促進地域と過疎等雇用改善地域が重複している地域は、どちらかを選択します）。

同意雇用開発促進地域・・・都道府県が策定し、厚生労働大臣が同意した「地域雇用開発計画」に定められた雇用開発促進地域の区域。
適用事業所の所在する同意雇用開発促進地域の周辺に、他の同意雇用開発促進地域が隣接している場合は、隣接する同意雇用開発促進地域からの労働者の雇入れも対象となります。

過疎等雇用改善地域・・・若年層・壮年層の流出の著しい地域及び離島地域であって厚生労働大臣が指定する地域。
Uターン就職で、過疎等雇用改善地域の周辺地域に転居してくる労働者、配置転換等で過疎等雇用改善地域に配属になる労働者等の雇入れも、該当する場合があります。

同意自発雇用創造地域・・・市町村が策定し、厚生労働大臣が同意した「地域雇用創造計画」に定められた自発雇用創造地域。

	地域求職者雇用奨励金
同意雇用開発促進地域	○ ※ 1
過疎等雇用改善地域	○

[特
別 の
措 置]

※ 1 同意自発雇用創造地域の地域重点分野に該当する場合及び大規模雇用開発計画の認定を受けた場合は特別な措置があります。

※ 2 同意自発雇用創造地域の地域重点分野に該当する場合は特別な増額措置があります。

地域求職者雇用奨励金

同意雇用開発促進地域または過疎等雇用改善地域において、事業所の設置・整備に要した費用及び雇入れた労働者（支給対象者）の人数に応じて、一定額を助成します。

支給対象と支給額について

- **地域雇用開発助成金事業所設置・整備及び雇入れ計画書**（記載例参照）を当該地域の管轄労働局の長に提出した日（**計画日**）からその計画が完了した旨の届（完了届：記載例参照）を労働局の長に提出した日（**完了日**）までの間（※1）に、事業所の設置・整備（※2）を行い、かつ、それに伴い、当該地域に居住する求職者等を雇用保険の一般被保険者として3人（創業については2人）以上雇入れた事業主が対象となります。

※1 最大1年6カ月。

※2 合計額が300万円以上のものに限りです。

- 設置・整備に要した費用及び雇入れた労働者の数に応じて、下表の額を**1年ごと3回支給**します。

設置・整備に要した費用	雇入れた労働者の数			
	3（2）～4人 ※3	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	40万円	65万円	90万円	120万円
1,000万円以上 5,000万円未満	180万円	300万円	420万円	540万円
5,000万円以上	300万円	500万円	700万円	900万円

※3（ ）内は創業に限りです。

設置・整備経費に関して

- ① 事業所の新設・増設に要した購入費用、賃借費用を設置・設備経費として算定します。
- ② 不動産（土地を除く）、動産、工事費に関して、1点20万円以上のものから計上できます。
- ③ 賃借料に関しては、契約期間が1年以上のもので、反復更新が見込まれるものに対して、最大1年分を限度に、支払いの済んでいるものを支給します（1契約20万円以上で、敷金等は含まれません）。

対象とならない経費

- ① 計画日前に引渡や支払いの済んでいる経費、または完了日後に引渡や支払いが予定されているもの
- ② 不動産に関して、事業主名義以外で登記されているもの
- ③ 不動産の登記手数料や保険料、消費税以外に別途払う税金
- ④ 原材料や消費財
- ⑤ 工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）、専用権（電話加入権、測線専用権等）、営業権、賃貸業を行う事業主の賃貸用の施設、設備
- ⑥ 国の補助金、間接補助金の支給を受けている設備
- ⑦ 親族間、同一代表者の法人間等の取引による設備
- ⑧ 事業主の自宅や従業員の福利厚生施設

助成金を受給できる事業主の要件（以下の条件のすべてに該当する必要があります）

- ① **雇用保険の適用事業主**であること（ただし、雇用保険の非該当施設に関しては助成金の対象外です）。
- ② 完了日における当該事業所の**常用労働者数**が、計画日の前日における当該事業所の常用労働者数を上回る事業主であること。
- ③ 計画日から完了日までの間に、当該事業所で雇用する被保険者を解雇等**事業主都合で離職させていない**こと。
- ④ 計画日から完了日までの間に、**特定受給資格者**であると認められた者の数が3人を超え、かつ、その数を計画日における当該事業所の被保険者の数で除して得た値が6%を超えていないこと。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、店舗型性風俗特殊営業等、設置する**事業所の内容が不適切な事業主ではない**こと。
- ⑥ 労働保険料を**滞納していない**こと。
- ⑦ **不正行為**により、各種助成金の支給を受け、または受けようとしたことにより、3年間にわたり助成金の不支給措置がとられている事業所でないこと。
- ⑧ 労働関係法令の違反により、助成金を支給することが適当でないと認められる事業所でないこと。
- ⑨ **労働関係帳簿類**（出勤簿、タイムカード、賃金台帳、労働協約、労働者名簿等）及び**会計関係帳簿類**（総勘定元帳、現金出納簿、小切手帳、法人の預金通帳等）を備え、申請資格の確認及び支給決定並びに臨時の検査の際に、労働関係帳簿類及び会計関係帳簿類を速やかに提出する事業主であること。
- ⑩ 管轄労働局が事業所に立ち入って行う実地調査に協力的な事業主であること。
- ⑪ **地域の雇用状況の改善に資する**事業主であること（近年、大量の離職者、解雇者を出している事業所、社会保険加入の要件を満たしているのに、長期間、未加入のままである事業所等、労働者の雇用環境に不利益を生じさせていると都道府県労働局長が判断した場合は、助成金が不支給とされる可能性があります。なお、雇用調整を行う場合、本助成金は直ちに不支給となります）。
- ⑫ **暴力団関係事業所の事業主でない**こと。

助成金の対象とならない労働者

- ① 計画期間外に雇入れられた者
- ② 雇用期間の定めのある者
- ③ トライアル雇用労働者、外国人技能実習生等の助成金の趣旨に合致しない者
- ④ 雇入れの日において65歳以上の者
- ⑤ 過去3年間に当該事業主が設置しているいずれかの事業所で、雇用保険の被保険者として雇用されていた者や職場適応訓練を受けた者
- ⑥ 新規学卒者
- ⑦ 資本金や組織的な関連のある事業主間で雇入れられていた者
- ⑧ 縁故採用の者（一般公募採用等の手続きを経ていない者）
- ⑨ アルバイト等、従来より、当該事業所で雇われていた者
- ⑩ 設置・整備が行われた事業所以外で就労する者

第2回目以降の申請について

- 完了日の1年後を第2回目の「支給時期」、完了日の2年後を第3回目の「支給時期」とし、その翌日から起算して1ヵ月以内に支給申請を行う必要があります。
 - **第2回目以降の支給を受けるためには、下記の条件を満たす必要があります。**
- ① **それぞれの支給時期における当該事業所の常用労働者数が、完了日における常用労働者数以上であること。**
 - ② **それぞれの支給時期において、雇入れた対象労働者数が維持されていること。**
対象労働者に離職者が出た場合は、補充を行うことができます。ただし、事業主都合による解雇を除きます。補充者は離職者の就業しなくなった日から4ヵ月以内に雇入れる必要があります。ただし、離職日が支給時期の4ヵ月以内で、対象労働者の補充が済んでいない場合は、支給時期の翌日から起算して1ヵ月以内に補充を行う必要があります。また、支給時期以前の1ヵ月以内に、離職者が出た場合は、支給時期の翌日から起算して2ヵ

月以内に補充を行う必要があります。

③ 対象労働者の離職が予定されている場合、離職予定日の1ヵ月前から補充を行うことが可能です。

※ 補充は例外的な措置であるので、労働者の定着率があまりにも悪い場合は不支給となることもあります。

※ 2回目の支給が行われなかった場合、3回目の支給申請はできません。

同意雇用開発促進地域における大規模雇用開発に対する特別の措置

- 地域内において、同意雇用開発促進地域の雇用構造の改善に特に貢献すると認められる雇用機会の増大に関する**大規模雇用開発計画**を作成し、厚生労働大臣の認定を受け、当該大規模雇用開発計画の定める**雇用開発期間**（※）内に、当該地域に居住する求職者等を継続して雇用する労働者として**100人以上**雇入れ、かつ、それに伴い事業所を新たに設置する事業主が対象となります（設置費用の合計額が50億円以上のものに限ります）。

※雇入れ及びそれに伴う事業所の設置を開始する日（**計画日**）から完了する日（**完了日**）までの期間。
最大2年。

- 雇入れた労働者の数、及び新たな事業所の設置に要した費用に応じて、以下の額を支給します。

	要した費用及び雇入れ人数	助成額
1	50億円以上、100人以上雇入れ	1億円
2	50億円以上、200人以上雇入れ	2億円

- 上記の額を**1年ごとに3回支給**します。
- 認定された大規模雇用開発計画の認定を厚生労働大臣が取り消したとき、本奨励金は支給されなくなります。
- 完了日の翌日から起算して1年ごとに区分した期間の末日における当該事業所に雇入れた労働者の人数が助成額の算定に係る人数を下回ったとき、本奨励金は支給されなくなります。ただし、申請時期の末日までに労働者を雇入れ、人数が下回っていなければ支給します。
- **大規模雇用開発計画の定める雇用開発期間の末日から起算して1ヵ月以内に**、「地域求職者雇用奨励金支給申請書」に必要な書類を添えて管轄安定所に支給申請をします。その後1年ごとに支給申請をします。

大規模雇用開発計画の作成

- ① 計画を作成する場合には、事前に管轄労働局の指導を受ける必要がありますので、管轄安定所に相談してください。
- ② 計画の認定を受けるためには、大規模雇用開発計画策定協議会の意見を添付しなければなりません。
- ③ 計画の認定を受けるための申請書は、管轄労働局長を経由して厚生労働大臣あて提出することとなります。

自発雇用創造地域の地域重点分野に該当する事業主への特別の措置

- 同意雇用開発促進地域において、地域求職者雇用奨励金の支給を受けている事業主で、計画書提出時に、同意自発雇用創造地域における、市町村が設定した**地域重点分野**に該当すると認定された事業主は、完了届を提出後も、一定数以上の雇入れを行うなど等の条件を満たした場合は、**引き続き第4、5回目の雇用奨励金の支給**を行います。

地域求職者雇用奨励金 申請の流れ

(計画日)

計画届の提出

「地域雇用開発助成金事業所設置・整備及び雇入れ計画書」

計画期間
最大18ヵ月

対象労働者の雇入れ
事業所の設置・設備

(完了日)

完了届の提出

「事業所設置・整備及び雇入れ完了届」
「地域雇用開発助成金申請資格確認届」
「地域求職者雇用奨励金支給申請書」
「地域雇用開発助成金雇入れ労働者申告書」
「地域雇用開発助成金事業所設置・整備費用申告書」

〔計画期間が18ヵ月の場合、
完了日から1ヵ月以内に完了
届の提出が必要です。〕

1年間

第1回振込

(第2回申請日)

支給申請書提出

「地域求職者雇用奨励金支給申請書」

〔第2回申請日から1ヵ月以内に
支給申請書の提出が必要です。〕

1年間

第2回振込

(第3回申請日)

支給申請書提出

「地域求職者雇用奨励金支給申請書」

〔第3回申請日から1ヵ月以内に
支給申請書の提出が必要です。〕

第3回振込

地域雇用開発助成金の目的をご理解ください

地域雇用開発助成金は、雇用保険の二事業として行われており、**労働者の雇用環境の改善を目的**としています。**事業主の開業を支援する助成金ではありません**。そのため、雇入れた労働者が定着しないなど、地域の雇用環境の改善に貢献していると言えない事業主に関しては、労働局長の判断で、助成金を支給しないことがあります。また、厚生労働省が行っている事業ですので、労働関係法令を遵守してください。

下記は、地域の雇用環境の改善に貢献すると言えない参考例です。

- 近年、大量の離職者、解雇者を出している事業所
- 労働者の離職率が高く、労働者が定着しない事業所
- 社会保険の加入の要件を満たしているのに、長期間、未加入のままである事業所
- 求人票の条件と、実際の採用条件が著しく違う等で、労働者から苦情が出ている事業所

助成金を活用して、地域求職者の雇用の場を増やしていただくよう、お願いいたします。

用語の解説

●継続して雇用する労働者

雇用保険の一般被保険者をいいます（ただし、特例措置を受ける場合は短時間労働者を除きます）。

●常用労働者（数）

雇用保険の一般被保険者及び高年齢継続被保険者をいいます。

●中小企業事業主

次のいずれかに該当する事業主

- ①資本の額もしくは出資の額が3億円以下の事業主。ただし、小売業またはサービス業（飲食店を含む）を主たる事業とする事業主については5,000万円以下、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円以下。
- ②常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主。ただし、小売業を主たる事業とする事業主については50人以下、卸売業またはサービス業（飲食店を含む）を主たる事業とする事業主については100人以下。

❗ 偽りその他不正な手段で受給した場合には、奨励金の種類を問わず、支給した全額を返還していただきます。また、会計検査院の検査の結果、助成金の支給誤りと判断された場合についても、助成金を返還していただくこととなりますので、ご理解ください。

地域求職者雇用奨励金を受けたく、次のとおり申請します。												
福岡 労働局長 殿												
事業主記入欄 (※は記入しないでください。)				労働局 確認欄								
1 申請事業主 (事業主が法人 である場合は、 主たる事務所の 所在地、法人の 名称、代表者の 氏名を記入して ください。)	提出年月日		平成 25 年 6 月 15 日									
	事業主 又は 代理人	(フリガナ) 氏名	株式会社 △△製菓 ○○ 太郎 印									
		所在地	(〒 830-XXXX) (Tel 0942-XX-XXXX) 福岡県久留米市○○町									
	事業主 又は 提出代行 者・事務 代理人 社会保険 労務士	(フリガナ) 氏名	印									
		所在地	(〒) (Tel)									
	申請資格確認年月日		平成 24 年 6 月 10 日									
	申請資格確認番号		第 125 号									
振込先 金融機関	○○ 銀行 久留米 本店・ 支店 当座・ 普通 口座番号 123-XXXX 口座名義 (カ)△△セバ											
2 設置・整備に 係る事業所	名称 株式会社 △△製菓											
	所在地 (〒 830-XXXX) (Tel 0942-XX-XXXX) 福岡県久留米市○○町											
	雇用保険適用事業所番号	4	0	0	5	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	完了日	平成 24 年 6 月 10 日										
3 受給金額等	第 2 回目 ・ 受給しようとする額		4,200,000 円									
4 2の事業所 の雇用量	完了日における常用労働者数		75 人									
	今回の支給時期における常用労働者数		80 人									
	雇用の続いている非自発的離職者数		3 人									
5 給与総額	48,000,000 円											
6 対象労働者等の離職・補充等の状況												
当該事業所 で就業しな くなった者	① 氏名	厚生 ○子 (2) () ()										
	② 離職等年月日	平成 25 年 3 月 20 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日								
上記の者に 対応する補 充者	① 氏名	労働 △郎										
	② 生年月日	昭和 31 年 5 月 28 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日								
	③ 性別	男 ・ 女 男 ・ 女 男 ・ 女										
	④ 雇入れ年月日	平成 25 年 4 月 10 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日								
	⑤ ④の日の年齢	56 歳 歳 歳										
	⑥ ④の時の住所	福岡県久留米市○○町 1-1-X										
	当該事業主の 事業所において	⑦ 過去3年以内に職 場適応訓練を受けた	受けた・ 受けていない 受けた・受けていない 受けた・受けていない									
		⑧ 過去3年以内に 勤めていた	いた ・ いない いた ・ いない いた ・ いない									
	⑨ 縁故採用である	該当する・ 該当しない 該当する・該当しない 該当する・該当しない										
	⑩ 当該事業所と前事 業所は関係がある	ある ・ ない ある ・ ない ある ・ ない										
	⑪ 労働者の確認印	①～⑨を 確認した。 印 ①～⑨を 確認した。 印 ①～⑨を 確認した。 印										
※ 地域求職者	該当する・該当しない 該当する・該当しない 該当する・該当しない											
※ 新規学卒者	該当する・該当しない 該当する・該当しない 該当する・該当しない											
※ 移転求職者	該当する・該当しない 該当する・該当しない 該当する・該当しない											
※ 地域転任者	該当する・該当しない 該当する・該当しない 該当する・該当しない											
※ 支給決定年月日	平成 年 月 日											
※ 支給決定番号	第 号											
※ 支給決定金額	円											



(平成24年4月現在)

* 詳細は、最寄りの労働局またはハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。